

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

〒770-8070 徳島市八万町寺山227

協議者 住所 有限会社 中川タイヤ工業所

社名 代表取締役 板東 武志

氏名 TEL 088-668-1545

電話番号



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山332番地12
	事業場の所在地	香川県さぬき市前山332番地12
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
県内搬入計画	一般的な名称	廃タイヤ
	種類	廃プラスチック類
	性状	原型状態(丸タイヤ)
	1年当たりの最大搬入量	50t/年/
排出事業場	名称所在地	有限会社中川タイヤ工業所 徳島県徳島市八万町寺山227-1
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山332番地12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：板栗武志 連絡先：088-668-1545
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

有限会社中川タイヤ工業所

〒770-8070 徳島県徳島市八万町寺山 227

南西方向に国道 438 号を進む→右折して県道 208 号に入る（神山/一宮/県道 21 号経由/神山森林公園の表示）→右折する→右折して県道 21 号に入る→左折する→右折する→右折する→右車線を使用して不動橋/県道 1 号に向かう→左折して不動橋/県道 1 号に入る→右車線を使用して板野大橋/県道 1 号を進む→斜め左方向に曲がり 高松 方面のランプに入る→高松自動車道に入る→津田寒川 IC 出口を津田/寒川方面に向かって進む→右折して県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折してさぬき東街道/県道 10 号に入る→寒川町石田西（交差点）を左折してさぬき新道/県道 279 号に入る（西植田/高松空港の表示）→塚原（交差点）を左折して県道 3 号に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所

社名

氏名

電話番号

徳島県板野郡藍住町勝瑞字西地131番地2

株式会社 イーグルタイヤショップ

代表取締役 四宮 功 資

088-691-0825



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
県内搬入計画	一般的な名称	廃タイヤ
	種類	廃プラスチック類
	性状	原型状態(丸タイヤ)
	1年当たりの最大搬入量	80 t / 年
	排出事業場	名称所在地 株式会社イーグルタイヤショップ 徳島県板野郡藍住町勝瑞字西地 131-2 当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要 ・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：四宮 功資 連絡先：0885-32-1094
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

株式会社イーグルタイヤショップ

〒771-1271 徳島県板野郡藍住町勝瑞字西地 131 番地 2

西方向に県道 14 号を進む→藍住町乙瀬（交差点）を右折して 県道 225 号に入る→左折する→左折する→左折する→右折する→右折してあいあいロード/県道 1 号に入る→右車線を使用して 板野大橋/県道 1 号を進む→斜め左方向に曲がり 高松 方面のランプに入る→高松自動車道に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して 県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折して さぬき東街道/県道 10 号に入る→寒川町石田西（交差点）を左折して さぬき新道/県道 279 号に入る（西植田/高松空港 の表示）→塚原（交差点）を左折して 県道 3 号に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

2026年3月12日

香川県知事

殿

協議者 徳島県阿南市津乃峰町長浜 111-1

美原工業株式会社

代表取締役社長 吉岡 陽子

0884-28-0727

印



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
	種類	廃プラスチック類
	性状	原型状態(丸タイヤ)
	1年当たりの最大搬入量	60t/年
	排出事業場	名称所在地 美原工業株式会社 徳島県阿南市津乃峰町長浜 111-1 当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要 ・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：吉岡 陽子 連絡先 : 0884-28-0727
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

美原工業株式会社

〒774-0021 徳島県阿南市津乃峰町長浜 111-1

北東方向に県道 130 号を進む→右折して県道 193 号に入る→左折する→右折して土佐東街道/阿南道路/国道 55 号 に向かう→左折して土佐東街道/阿南道路/国道 55 号に入る→右車線を使用して土佐東街道/那賀川大橋/阿南道路/国道 55 号を進む→勝浦川橋（交差点）を右折して県道 212 号に入る（新浜の表示）→左折して県道 120 号に入る（県庁の表示）→津田本町四丁目（交差点）を右折して県道 129 号に入る→徳島南部道を進む（E55/県道 129 号の表示）→徳島 JCT で、右車線を使用して高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸方面 E11 の標識に従う→四国横断自動車道/徳島自動車道に入る→鳴門 JCT 出口から高松自動車道に入る→津田寒川 IC 出口を津田/寒川方面に向かって進む→右折して県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折してさぬき東街道/県道 10 号に入る→寒川町石田西（交差点）を左折してさぬき新道/県道 279 号に入る（西植田/高松空港の表示）→塚原（交差点）を左折して県道 3 号に入る

久香りサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

2026年3月12日

香川県知事

殿

協議者 住所
社名
氏名
電話番号

香川県香川郡大正町1-1-1
(株)本藤組
代表取締役 本藤 昌
0896-23-3677



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
県内搬入計画	一般的な名称	廃タイヤ
	種類	廃プラスチック類
	性状	原型状態(丸タイヤ)
	1年当たりの最大搬入量	5 t/年
	排出事業場	名称所在地 (株)本藤組 香川金庫 香川県香川郡大正町1-1-1 4082-7 当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 ・排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名： 本藤 隆二 連絡先： 070-47818006
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

株式会社本藤組 東予金属

〒799-0101 愛媛県四国中央市川之江町 4087-7

南西に進む→左折する→右折して西新橋に入る→臨港道路を進む→新浜橋を進む→臨港道路を進む→臨港道路を左折して 県道 333 号 に入る→左車線を使用して 松山自動車道 方面のランプに進む→斜め左方向に曲がり 高松/高知/徳島 方面のランプに入る→松山自動車道 に入る→右車線を使用して 高松自動車道 を進む→高松東 IC 出口から さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り 三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北 (交差点) を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に入る (長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示)→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北 (交差点) を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号 に入る→右折する→三木町上高岡 (交差点) を左折してさぬき新道/県道 13 号 に入る→塚原 (交差点) を右折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル (株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2